

社会福祉法人 まこと福祉会
「役員の報酬等に関する規程」

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員及び理事、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第2章 報 酬 等

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

5 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場

合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第8条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 3,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 2,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 1,000円

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 本規程の施行日以前に在任期間がある場合はこれを算入する。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第10条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 附 則

（適用除外）

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

（実施期日）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会出席報酬等	2,000円	1,000円
理事会出席報酬等	2,000円	1,000円

別表2（日額）

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事長業務報酬等	2,000円	1,000円
理事業務報酬等	2,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	2,000円	1,000円

別表3（月額）

役員業務報酬	報 酬 額
週平均30時間未満	50,000円
週平均30時間以上	200,000円

別表4（日額）

報 酬 額	旅 費	宿泊費	その他
2,000円	実 費	実 費	実 費